

別表1 指定職員の範囲 (32・6・1)

業務機関	職名
本社および本社付属機関	本社 局長，部長，調査役，監察役，副技師長，次長，課長，室長，課長補佐，監察役補佐，とくに指定する主任研究員，営繕区長
	鉄道技術研究所 所長，次長，課長，室長，試作工場長，課長補佐，主任研究員
	中央鉄道教習所 所長，部長，学務主事，課長，室長，分教所長，能率監理研究所の次長，室長，主任研究員，図書館長
	鉄道機器製作監督事務所 所長，次長，課長，主任製作監督員
	臨時車両設計事務所 所長，次長，主任技師
	構造物設計事務所 所長，主任技師
	地方機関
操機工事事務所 所長，課長，課長補佐，とくに指定する現業機関の長	
電気工事局 局長，次長，課長，課長補佐，とくに指定する現場機関の長	
鉱業所 所長，副長，課長，室長，課長補佐，物資部長	
支社の管理その他	本局 局長，部長，次長，監督，駐在運輸長，課長，室長，課長補佐，出張所長，契約審査役，とくに指定する車両監査員・施設監査員・物資部長，事業所長，契約審査員
	鉄道教習所及び職員養成所 所長，教頭（職員養成所を除く。），学務主事，課長，課長補佐
	鉄道病院 課長，事務長
	現業 とくに指定する現業機関の長，助役，掛主任
	船舶管理部 部長，次長，監督，課長
	地方自動車事務所 所長，課長，課長補佐，とくに指定する自動車営業所長，首席助役
	地方資材部 部長，次長，課長，課長補佐，資材事務所長，所長補佐，工場長，中央用品試験場長とくに指定する現業機関の長，助役
	工場 工場長，次長，課長，分工場長，工場技能者養成所長，課長補佐，とくに指定する職場長・用品倉庫長
	自動車工場 工場長，課長，工場技能者養成所長，とくに指定する職場長
	工事局 局長，次長，課長，課長補佐，とくに指定する現業機関の長
	工事事務所 所長，課長，課長補佐，とくに指定する現業機関の長
	給電管理事務所 所長，課長，課長補佐，とくに指定する現業機関の長・助役

別表2

指定職員，役付医療職員およびとくに指定する船舶職員俸給表 (32・7・1)

金額 (月額)	参加事			種別 号別	医	船	
	技師						
	1級	2級	3級	号俸	療	舶	
70,000	1	号俸	号俸	号俸	1	75,000	66,000
65,000	2				2	72,000	63,000
60,000	3				3	69,000	60,000
57,000	4	1			4	66,000	57,000
55,000	5	2			5	63,000	55,000
53,000	6	3			6	60,000	53,000
51,000	7	4			7	57,000	51,000
49,000		5			8	55,000	49,000
47,000		6	1		9	53,000	47,000
45,000		7	2		10	51,000	45,000
43,000		8	3		11	49,000	43,000
41,000		9	4		12	47,000	41,000
39,000		10	5		13	45,000	39,000
37,000		11	6		14	43,000	37,000
35,500		12	7		15	41,000	35,500
34,000		13	8		16	39,000	34,000
32,500		14	9		17	37,000	32,500
31,000			10		18	35,500	31,000
29,500			11		19	34,000	29,500
28,000			12		20	32,500	28,000
26,500			13		21	31,000	26,500
25,000			14		22	29,500	25,000
24,000			15		23	28,000	24,000
23,000			16		24	26,500	23,000
22,000			17		25	25,000	
21,000			18		26	24,000	
					27	23,000	
					28	22,000	

(原田稷一)

してつけいえいしゃきょうかい 私鉄経営者協会

1 性格ならびに創設 地方鉄道・軌道(私鉄)業者の結成する団体であって、旧事業者団体法(現私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律)にもとづく事業者団体の1つであるが、現在法人格を有しない。昭和23・8・12日本鉄道会議所と私鉄経営者連盟とを統合して発足したものである。

2 目的 地方鉄道・軌道の有する公共的使命の達成に寄与するため、私鉄業者相互間の連絡を密にし、その親睦(しんぼく)を図るとともに、事業の経営についての調査研究を行い、必要あれば関係労働組合との交渉主体ともなることを目的とする。

3 沿革 戦時中、重要産業団体令にもとづき設立された鉄軌統制会は終戦後、同令の廃止とともに他の統制団体と同様に解散し、経済民主化の要請に従う事業者の自主的団体として、日本鉄道会となって再発足した。ところがその後、事業者団体法の公布が予想されたので、同会の行っていた資材関係業務を新設の日本交通商事会社に移すとともに、せん鋭化した労働攻勢に対処するため、22・11私鉄経営者連盟が、私鉄総連との交渉機関として加盟社84社をもって発足したのである。さらに日本鉄道会のもっていた機能中、会員の親睦、私鉄事業の調査研究、関係官庁への陳情連絡等の面を引継いで、22・12